

第二回会議における議論の整理

内閣官房 土地調査検討室

1 何を対象とするか

- 「安全保障」の定義を明確化し、具体的リスクを特定すれば、対象を限定できるのではないか。
例：①防衛施設（自衛隊拠点・米軍基地）周辺における、監視・偵察・通信傍受
②離島を拠点とした、航空自衛隊の活動監視や有事のオペレーションの妨害
- 土地のみならず建物も含めるべき。偵察に適したビルが買収される場合もある。
- まずは防衛関連施設や離島を対象としつつ、有事のオペレーション拠点や、国民生活に重要な影響を与えるインフラについても検討すべき。
例：原発、海底ケーブル陸揚局、空港
- 国際情勢や技術発展を踏まえ、臨機応変に対象を設定できるような仕組みとすべき。
- 全国に分布する水源地や農地を対象に含めると、過剰規制となるおそれあり。既存の条例や個別法による利用規制が有効である場合もある。
- 範囲設定については、一律の距離基準では不十分。地形的特性や、安全保障上の戦略的要衝に留意すべき。

2 どのような調査を行うか

- これまでの制度では、利用実態の把握が不十分。
- 調査項目として、国籍の確認も必要。不動産登記簿からは判明しないため、住民基本台帳等の関連公簿と突き合わせられる仕組みが必要。
- 個人情報保護の観点から、既存の台帳等から合法的に情報収集を行うための法的根拠も必要。

3 どのような管理措置を講じるか / 管理措置の対象とする土地等の考え方

- 現所有状況についての調査に加え、土地取引についても把握するため、事前届出制も必要。ただし限定的にすべき。
- 不適切な土地利用が判明した場合には、既存の個別法令による利用規制が考えられるが、これで対応できない場合に、利用や取引を中止できるような措置（罰則付）が必要。
- その上で、土地の現所有者の不利益にならないよう、国による買取を可能としておくべき。

4 政府の体制の在り方 / 適切な運用の確保

- 縦割り行政を排すべく、省庁横断的に取り組むべき。政府の中に司令塔が必要。
例：内閣府や内閣官房に組織を設置し、総合調整を行う。
- 届出受理の窓口業務や、遠隔地の調査業務について、関係省庁の地方支部局や、地方公共団体を巻き込む必要がある。
- 適切な運用の確保のため、有識者による会議体を設け、基本指針を定めるなどの枠組みを設けるべき。